

林業担い手就労環境改善支援事業実施要領

この要領は、熊本県林業従事者育成基金（以下「基金」という。）が「熊本県豊かな森林づくり人材育成事業」のうち「林業担い手就労環境支援事業」を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第1条 事業の目的

再造林の加速化に必要な担い手の確保・育成を図るため、林業事業体における造林・保育作業従事者（以下「従事者」という。造林・保育作業とは、植栽、シカネット設置、下刈り等。）に係る法定外福利厚生の実施に対して支援し、賃金引上げとともに従事者の待遇改善を促進する。

第2条 事業の内容及び助成要件等

1 事業の内容

基金は、林業事業体に従事者1人あたりの賃金を3%以上増額し、当該従事者に係る法定外福利厚生の実施を行う場合に法定外福利厚生の実施に要した経費（実費）を予算の範囲内で助成するものとする。

2 事業実施主体

県内の林業事業体（法人・個人事業主は問わない）

3 助成金の額

基金は、法定外福利厚生の実施に要した経費について従事者1人あたり10万円を上限に助成する。

4 助成対象となる取組

基金が助成対象とする取組は、事業実施年度の属する4月1日から助成金交付申請を行うまでに実施した別表1の取組とする。ただし、記載のない取組みについても、協議を行い適当と認められる場合は助成対象とする。

なお、他の助成事業の取組と重複する場合は助成対象外とする。

5 助成に当たっての要件

次の要件を全て満たすものとする。

(1) 対象となる従事者

助成の対象とする従事者とは、熊本県内に所在する事業所（本所又は支所及び担当区等。）に正規雇用されている者とし、専ら県外の事業所（支所又は担当区等。）に勤務する者を除くものとする。

また、従事者がその他の作業（素材生産等）にも従事している場合は、従事日数の半分以上が造林・保育作業であれば、補助対象者とする。

(2) 賃上げ

従事者1人あたりの賃金を事業実施年度の前年度末日の賃金から3%以上増額すること。

なお、賃上げの対象は基本給とし、賞与は含まない。

また、賃上げの時期は問わないが、助成金交付申請までに賃上げを実施すること。

第3条 事業実施の計画承認

1 事業計画承認申請

事業を実施しようとする林業事業者は、理事長が別に定める日までに、事業計画承認申請書（別記第1～2号様式）に必要な添付資料を添えて理事長に提出するものとする。

2 事業計画承認

理事長は、事業計画承認申請書を受理し、審査のうえ適当と認めるときは、当該申請者に対して計画承認通知（別記第3号様式）をするものとする。

第4条 助成金交付申請

1 助成金交付申請

第3条の2の承認を受けた者は、事業完了後、速やかに助成金交付申請書（別記第4～5号様式）に必要な添付資料を添えて理事長に提出するものとする。

2 助成金交付決定

理事長は、前項の助成金交付申請書を受理し、審査のうえ助成することが適当と認めるときは、当該申請者に対して予算の範囲内で交付決定通知（別記第6号様式）をするものとする。

第5条 助成金の請求等

1 助成金の請求書

第4条の2の交付決定を受けた者は、助成金請求書（別記第7号様式）により請求するものとする。

2 助成金の支払い

理事長は、前項の請求書を受理したときは、請求書を審査の上支払うものとする。

第6条 事業内容の変更

1 事業計画及び交付決定後の変更

第3条の事業計画承認及び第4条の助成金の交付決定を受けた者は、事業計画の変更及び助成金額の変更を伴う変更が生じたときは、速やかに変更申請書（別記第8号様式）を理事長に提出するものとする。

2 事業計画変更決定、交付の取消し、又は変更交付決定

理事長は、前号の変更申請書を受理したときは、内容を審査のうえ適当と認めるときは、当該申請者に対して事業計画の変更をするときは計画変更承認通知（別記第9号様式）、交付決定を取り消しするときは、交付決定取消通知（別記第10号様式）、又は交付額を変更するときは、変更交付決定通知（別記第11号様式）をするものとする。

第7条 助成金の返還

理事長は、助成金を交付した年度の翌年度から起算して5年以内に、基金の助成事業の趣旨、目的に反し不正又は虚偽の申請が認められたときは、既に交付した助成金の一部又は全部について返還を求めることができる。

第8条 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

付則

（施行日）

1 この要領は、令和5年8月23日から施行する。